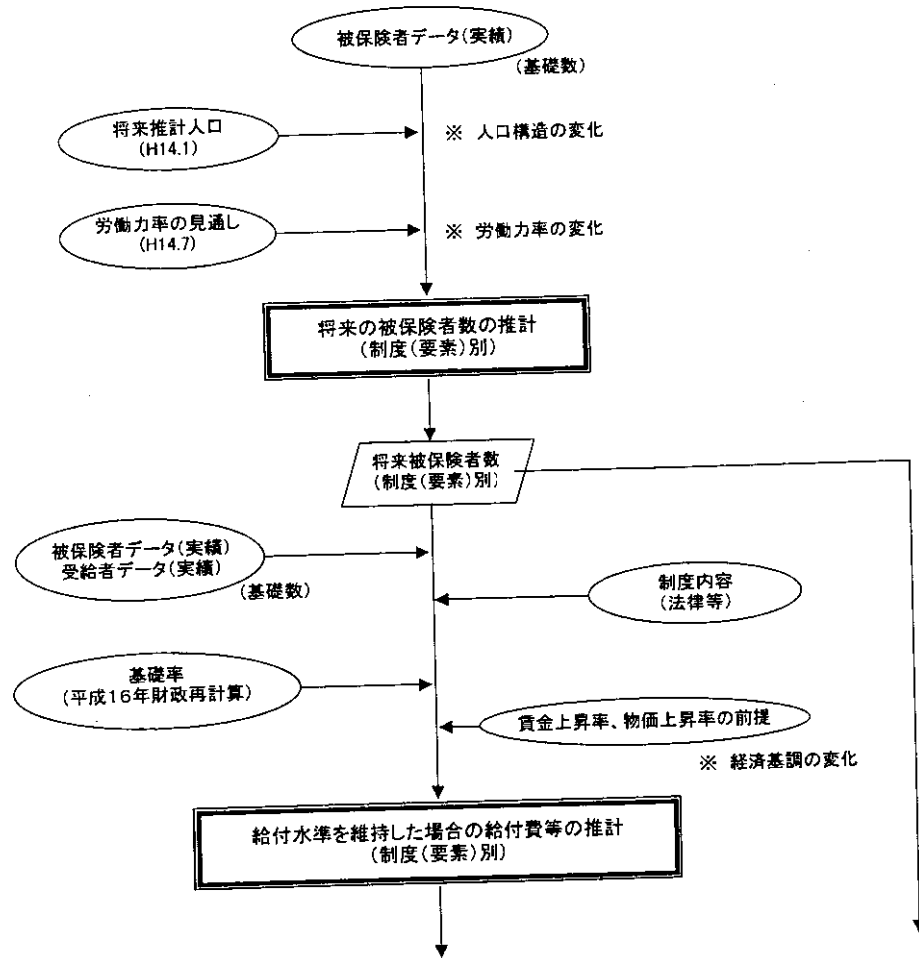


平成16年財政再計算について

(左図より続き)

図1 前回試算の全体像(給付水準維持方式)



(右図へ)

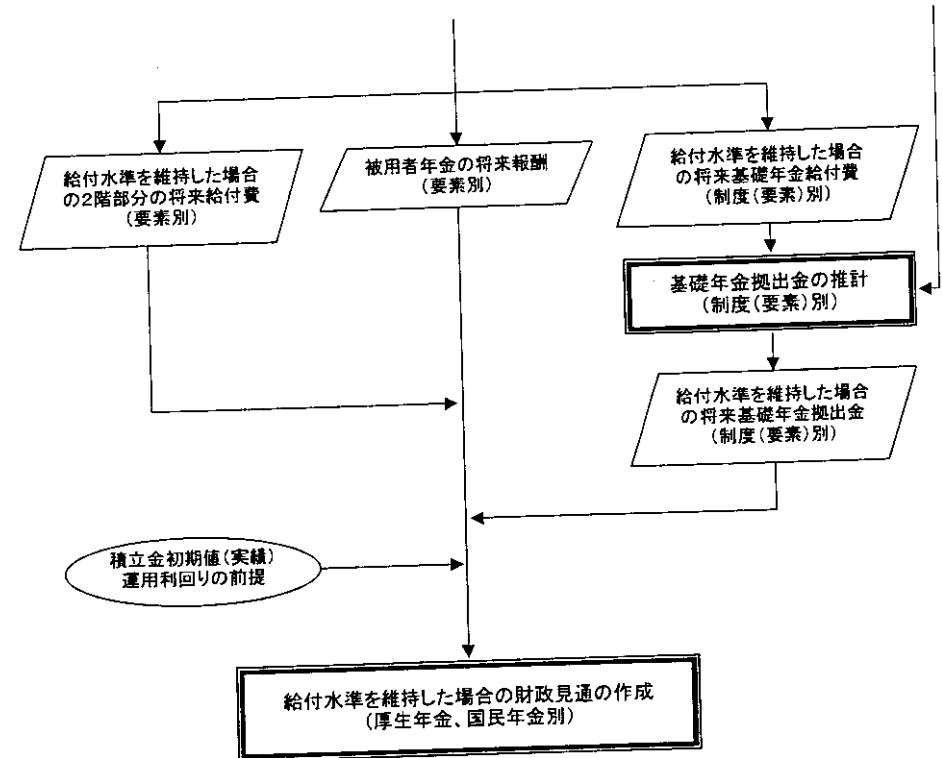
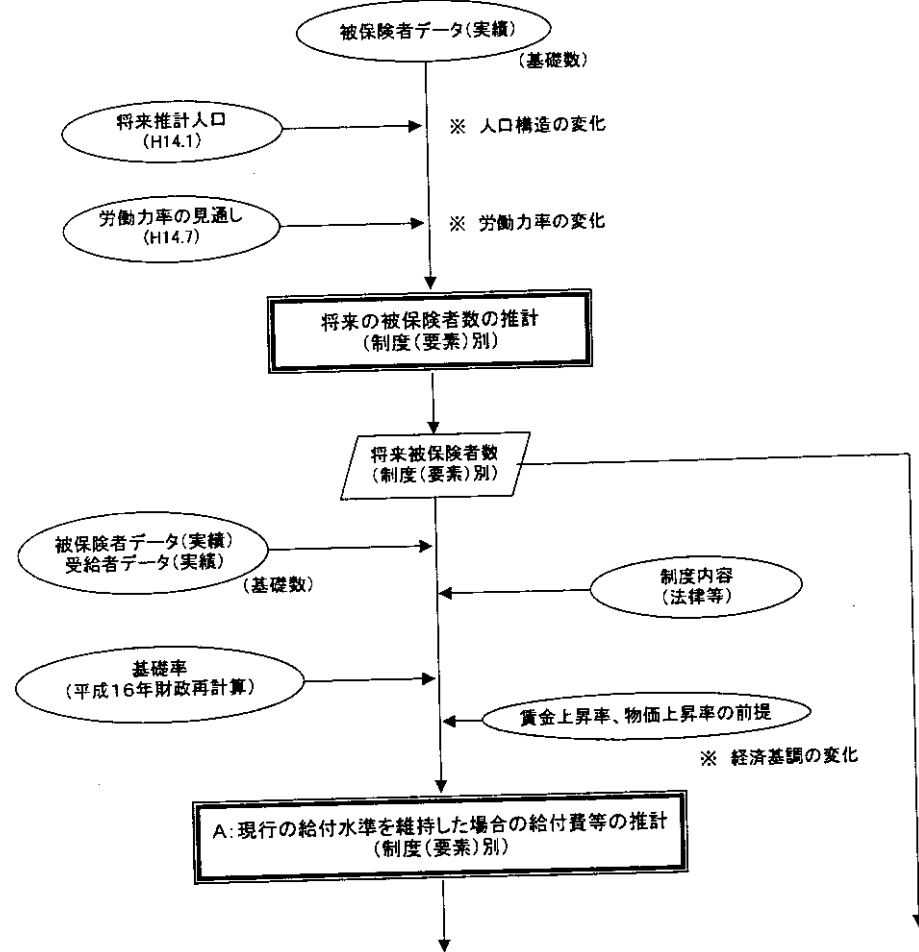
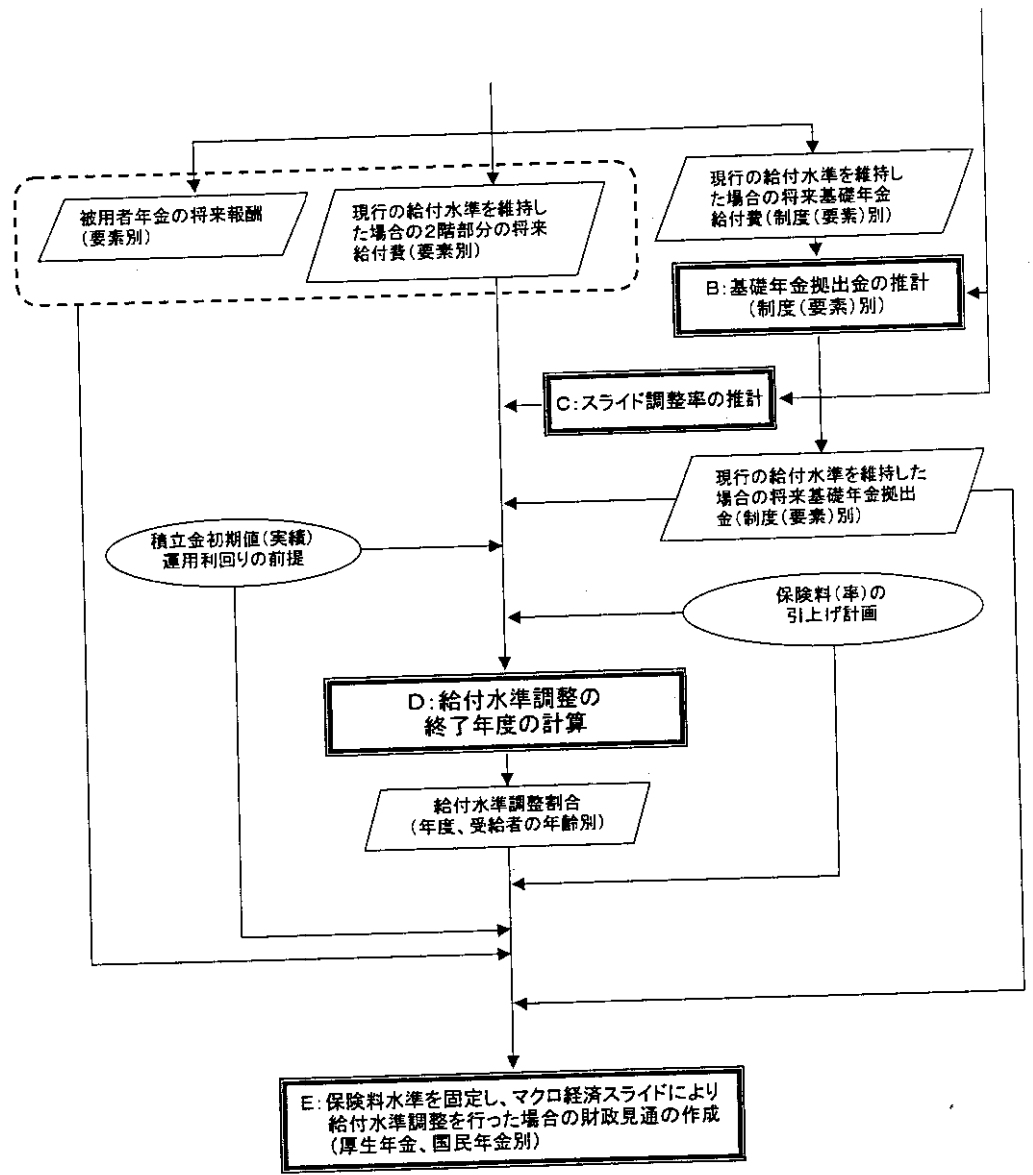


図2 今回試算の全体像(保険料水準固定方式)



(右図へ)

(左図より続き)



給付と負担の均衡を図るための財政期間 ～積立金の在り方～

- 公的年金制度における給付と負担の均衡は、将来にわたって確保していく必要がある。
- 現時点で財政計算を行う際、将来にわたるすべての期間についての均衡を考えるか否かで、財政均衡を図るための期間について2つの方式が考えられる。

＜前回の方式：将来にわたって均衡を考え積立金水準を維持する考え方—永久均衡方式—＞

- 現時点での財政計算において均衡を図るべき期間は、将来にわたるすべての期間と考え、永久に給付と負担が均衡するよう考える方式。
- 将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は一定の水準を維持することが必要。

給付と負担の関係は永久に均衡

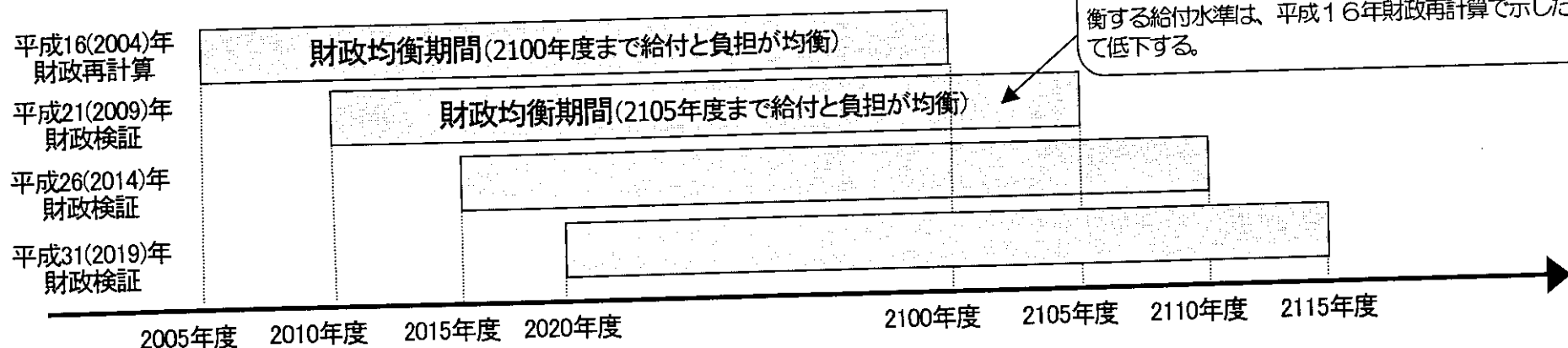
現在

＜今回の方式：100年程度の長期の均衡を考え積立金水準を抑制する考え方—有限均衡方式—＞

- 現時点での財政計算において均衡を図るべき期間を、既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間（例えば95年間＝2100年まで）と考え、その期間について、給付と負担の均衡を考える方式。現在アメリカはこの方式をとっている。
- 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有（給付費の1年分程度）となるよう積立金水準の目標を設定。
- 定期的に行う財政検証ごと（例えば5年ごと）に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。

（注）永久均衡方式と有限均衡方式のいずれをとっても、保険料引上げとスライド調整の方法には変わりはなく、給付水準調整の程度や調整の終了する時期の見通しに違いが現れる。

【財政均衡期間の移動（財政均衡期間が95年間の場合）】



平成21年財政検証では、平成16年財政再計算時には、給付と負担の均衡を考えていなかった期間（2101～2105年度）も含めて、給付と負担が均衡する水準まで給付水準調整を図ることとなる。
この期間の高齢化率の見通しが高い場合等は、給付と負担が均衡する給付水準は、平成16年財政再計算で示した水準と比べて低下する。

年金改定指標の3年平滑化について

○ これまでは、財政再計算期(5年ごと)に再評価率表の変更により、新規裁定者について実質賃金上昇率を反映した年金改定を行ってきた。その際、実質賃金上昇率がマイナスとなる年があった場合には、年金額の逆転(注)を防止するために再評価率表を調整してきたところ。

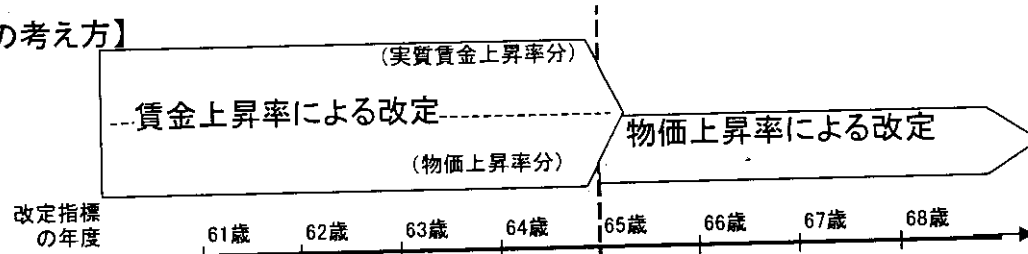
(注)実質賃金上昇がマイナスの場合、そのまま年金額に反映させると、前年度に裁定された者よりも低い水準の年金額を生産受給し続けるという逆転現象が生じる。

○ 平成16年改正案においては、毎年度、賃金上昇率や公的年金被保険者数減少率を用いて、自動的に年金改定を行うこととしている。このため、これらの指標について単年度の変動を均して、年金額の逆転を起こりにくくする仕組みを組み込む必要がある。

○ このため、賃金上昇率(物価を上回る実質賃金上昇率)及び公的年金被保険者数減少率について、単年度の実績値をそのまま用いるのではなく、実績の判明している直近3年間の平均値を年金改定に反映させる。

※ スライド調整が行われる場合には、公的年金被保険者数減少率についても、右図と同様の3年平滑化を行って、新規裁定者及び既裁定者の年金改定に反映。

【改定の考え方】



【実際の年金額に反映される指標】 (スライド調整が行われない場合)

